

平成25年 5月31日

国土交通大臣政務官
松 下 新 平 殿

「国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保のための法律」の制定に伴う
要望書

公益社団法人全日本トラック協会
会 長 星 野 良 三

海上コンテナ部会
部会長 藤 木 幸 二

平素は、トラック運送業界の健全なる発展に対しまして、格別なるご支援とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私ども国際海上コンテナの陸上輸送に従事している運送事業者は、緊締装置の確実な実行や各種関係法令の教育、港湾地域での安全確保キャンペーンの実施等自ら取り組むことができる安全対策について、日々展開しておりますが、速度超過が無い場合でも一定程度の偏荷重があった場合には横転事故に繋がるなど、運送事業者の対策だけでは事故を防ぐことが難しい場合があります。

輸送の現場においても、品目や実重量、積付け状況等内容が不確かなコンテナが存在しても、コンテナがどのような状態になっているか確認できないまま輸送に従事している実態が存在します。

このため、トラック運送業界においては、横転事故を起こす可能性のある偏荷重の簡易測定方法、情報伝達の方法等について国交省が平成22～24年度に実施した調査事業に協力するとともに、現場の関係者が実施すべき情報伝達等について定めたマニュアルを作成するなど、国交省と連携・協力して安全対策に取り組んでいるところです。

このような状況の中、平成22年3月に閣議決定された「国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案」は、国際海上コンテナ輸送事業者にとりまして、四十数年越しの実現を切望する法律案でありましたが、審議されることもなく審査未了として廃案となりました。その後、本法律案については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響もあり、特段の進展がないまま経過しておりましたが、平成24年3月6日に一部修正をされ、再び閣議決定をいただきました。

しかしながら、同年9月8日には国会が閉幕となり、継続審議となったものの、続く第181回臨時国会におきまして、11月16日、衆議院の解散により、本法案は一度も審議をされることなく、再び廃案となってしまいました。

国際海上コンテナの陸上輸送の安全確保に鑑みると、本法案の重要性は政権交代によって変わるものではなく、アベノミクスに伴う国際物流の活性化のためにも、本法案は重要性が高いと考えています。

つきましては、「世界一安全な道路交通を実現する」ためにも本法案を早期に成立させていただきたく、格別のご高配を賜りたくよろしくお願い申し上げます。